

8 食品衛生課

(1) 総合衛生管理製造過程の承認

① 概要

総合衛生管理製造過程は、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取扱いなど従来からの一般的衛生管理を土台として、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点）方式を取り入れた、総合的に衛生管理された食品の製造方法です。

この承認を受けると、食品衛生法第11条第1項の基準に基づかない方法による食品の製造又は加工が可能となります。（同法第13条第6項）

承認審査の流れは、申請書の書面審査（ヒアリングを含む。）、製造施設への現地調査などを経た上で承認されます。

総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

ア 乳	（牛乳、加工乳など）
イ 乳製品	（乳飲料、アイスクリームなど）
ウ 清涼飲料水	（紅茶、ミネラルウォーターなど）
エ 食肉製品	（ハム、ソーセージなど）
オ 魚肉練り製品	（魚肉ハム、蒲鉾など）
カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品	（缶詰、レトルト食品など）

○食品衛生法第11条第1項

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

○食品衛生法第13条第6項

総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第11条第1項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

② 実績等（平成28年度）

- ・中国四国厚生局が所管する施設数[対象延品目数]（平成29年3月末現在）

52施設[80件]

[内訳]

○「乳」	17施設[25件]
○「乳製品」	14施設[25件]
○「清涼飲料水」	13施設[18件]
○「食肉製品」	5施設[10件]
○「魚肉練り製品」	2施設[2件]
○「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」	1施設[1件]
・更新等に伴う現地調査	18施設

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく登録検査機関は、食品衛生法第25条の規定による製品検査や同法第26条の規定により国又は地方自治体が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有したのものとして、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

食品衛生課では、中国四国管内の登録検査機関の登録及び監督を担当しており、登録を受けた検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準（GLP：Good Laboratory Practice）に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するために立入検査などを行っています。

② 実績等（平成28年度）

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成29年3月末現在）

検査機関 13機関

検査施設 14施設

- ・登録検査機関の検査施設への立入検査 …………… 14施設

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定等

① 概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「食鳥検査法」という。）に基づく指定検査機関は、食鳥検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、厚生労働大臣が指定した検査機関です。

食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の検査は都道府県知事が行うものですが、食鳥検査法第21条第1項の規定により、都道府県知事が指定検査機関に検査業務を委任することができることになっています。

なお、食鳥検査に係る指定検査機関の指定及び監督については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第六次分権一括法）の施行により、平成29年4月より都道府県等に権限が移譲されています。

② 実績等（平成28年度）

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成29年3月末現在）… 4施設
- ・変更届出の受理…………… 4件
- ・役員の認可…………… 1件
- ・業務規定の認可…………… 0件
- ・事業計画の認可…………… 4件
- ・指定検査機関への立入検査…………… 1件

(4) 対EU及び対米輸出水産食品に係る認定施設への査察等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。

そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証する施設の認定を行っています。

この認定手続きは、申請者が都道府県知事などに申請を行うことになっており、都道府県知事などは認定要件を満たしていると認めた場合に、地方厚生局と協議のうえ、認定施設として認定されることとなります。

食品衛生課では、この認定の可否の協議に基づく書類審査及び現地調査を行い、その結果を県知事などに通知するほか、定期的に査察担当者を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績等（平成28年度）

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成29年3月末現在） 4施設
- ・認定施設に対する査察 …………… 8件

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成29年3月末現在） 14施設
- ・認定施設に対する査察 …………… 5件

(5) 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の立入検査及び収去に関する業務

① 概要

食品として販売に供する物に健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する、又は著しく人を誤認させる表示をしてはならないと規定されており、健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、当該食品を検査又は収去することができるかとされています。

食品衛生課では、営業者や中国四国管内の自治体等からの相談を受けるとともに、自治体からの報告の取りまとめを行っています。

② 実績等（平成28年度）

自治体等から相談及び検査又は収去した事案はありません。

(6) 食品に関するリスクコミュニケーションの実施

① 概要

厚生労働大臣や都道府県知事等は、食品衛生法第64条、第65条に基づいて、食品の規格基準や監視指導計画の策定など食品衛生に関する施策全般やその施策の実施状況を公表し、広く国民又は住民の意見を求めることになっております。

食品衛生課では、厚生労働本省や地方自治体等と共催で、関係事業者、消費者との地域での意見交換等の取り組みを行っております。

② 実績等（平成28年度）…………… 1件

（7）検疫所が行う試験及び検査の業務に係る点検等

① 概要

検疫所が行う試験及び検査の信頼性確保は、従来、検疫所内での点検により実施していますが、より客観性を担保するため、平成22年度から厚生労働省本省が点検を実施し、登録検査機関への実地調査の経験を有する地方厚生局の担当官が同行し、助言を行っています。

② 実績等（平成28年度）

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成29年3月末現在）
中国四国管内検疫所窓口数 3機関
- ・検疫所の検査施設への立入検査は実施していません。

（8）対韓国輸出水産食品取扱施設に係る登録、監視及び衛生証明書発行等

① 概要

韓国では、輸入される冷凍食用の鮮魚の頭部又は魚介類内臓について、輸出国加工施設の登録及び輸出国政府が発行する衛生証明書の添付を義務付けています。

そのため、食品衛生課では、中国四国管内の加工施設の登録及びその施設が輸出する製品の衛生証明書の発行業務を行っています。

② 実績等（平成28年度）

対韓国輸出水産食品に係る認定施設

- ・中国四国厚生局が所管する施設数（平成29年3月末現在）… 6施設
- ・衛生証明書の発給はありません。

（9）自由販売証明書の発行

① 概要

自由販売証明書は、輸出しようとする食品が輸出国において製造され、一般市場で問題なく流通していることを証明するものです。この証明書は、食品を海外に輸出する場合、輸入国側の通関関係機関等から求められる場合があります。

食品衛生課では、証明書の発行を行っています。

② 実績等（平成28年度）

- ・証明書の発給数 …………… 61件

(10) 中国向け輸出水産食品に係る衛生証明書の発行

① 概要

中国向け輸出水産食品に係る施設の登録及び衛生証明書の発給等の業務は、従前、認証を受けた食品衛生法に基づく登録検査機関が実施していましたが、中国側の法律改正により行政機関による衛生証明書の発給が求められることとなったことを受け、平成26年1月から衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局が原則行うこととなりました。また、当該業務を行う体制が整っていない都道府県等（中国四国管内では、広島市、呉市、福山市、倉敷市、高松市及び松山市。）にあっては、当該地域を管轄する地方厚生局が衛生証明書の発行を行っています。

② 実績等（平成28年度）

・衛生証明書の発給数 23件